## 工業用水道事業経営健全化に資する高金利企業債の借換えを求める意見書

国からも求められているが、本県にとっても地方公営企業、特に工業用水道事業の経営健全化については、重要な課題として永年とりくんできたところである。

本県の地方公営企業では、厳しい経営環境に対応するため、経費削減はもとより国の基準料金限度額までの料金改定、更には、未利用水の一部を上水道や他用途へ転用するなど、事業規模の適正化に取り組んでいるものの、近年の社会情勢や産業構造の更なる変化等による水需要の伸び悩みにより、一層、厳しい事業運営を余儀なくされている状況も見られる。

これまで以上に経営改善のための取り組みは進めていくが、経営改善の取り組みの中で、国の制度上の制約により推進できないのが、高金利企業債の借換えである。

これまで、高金利企業債の借換えについては、以前より徐々に緩和され、現在5%以上の企業債については、借換えが認められてきたところであるが、現在の市中金利が1%台であることを考えると、対象利率の更なる見直しが当然であると考えている。

よって、国におかれては、地域の工業・産業の振興及び地域住民の豊かな生活に 欠かすことのできない工業用水道事業の維持のために、更に制度を拡充されるよう下記事 項を強く要望する。

記

高金利企業債の償還対策の実施について、借換えの対象となる企業債の要件緩和、対象利率の更なる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 21 日

熊本県議会議長 小杉 直

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 菅 直人様
総務 大臣原口一博様